

# 大館市立中学校運動部活動の方針

令和2年3月

大館市教育委員会

## はじめに

学校教育の一環として行われる運動部活動は、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒が、スポーツを通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも効果的です。

また、運動部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の好ましい人間関係の形成を図ることができるとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養にも資するなど、生徒の多様な学びの場として、大きな教育的意義を持っています。

しかしながら、生徒を取り巻く社会・経済の変化等や教育に関する課題の複雑化・多様化により、運動部活動における行き過ぎた指導や過熱化による生徒の心身の負担や、指導する教師の多忙化などの課題が指摘されております。

そのため、部活動の在り方の改革に向けて、平成30年3月スポーツ庁において、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、このガイドラインに則り、平成30年8月秋田県教育委員会は「運動部活動運営・指導の手引き」を策定しました。

大館市教育委員会としても、既に小学校の運動部活動は、スポーツ少年団に移行しておりますが、中学校においても、生徒の望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、生徒のバランスのとれた生活や健やかな成長を目指していく必要があると考えております。これまでの、活動時間を重視する考え方から、効果的、効率的な活動となるように活動内容の質を向上させる考え方へ、運動部活動の在り方を見直していかなければならないこと、また、運動部を担当する教師の負担軽減を図る必要があることから、このたび、「大館市立中学校運動部活動の方針」を策定しました。

本方針を踏まえ、各学校が、運動部活動の望ましい指導・運営に関する校内体制を構築するとともに、本市の生徒が、心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育み、バランスのとれた学校生活を送ることを目指してまいります。

## 1 本方針が目指すもの

- 運動部活動を通して、生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育み、心豊かでたくましい生徒を育てること。
- 運動部活動を通して、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進すること。
- 運動部活動を通して、生徒の豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、生徒のバランスのとれた心身の成長と充実した学校生活を実現させること。
- 運動部活動が、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら、合理的でかつ効率的・効果的に運営されること。
- 学校全体として、望ましい運動部活動の指導・運営に係る体制を構築し、教師がより生徒に向き合える学校体制をつくること。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 運動部活動の方針の策定等

- ア 校長は、本方針に則り、毎年度「運動部活動に係る活動方針」を策定する。
- イ 各運動部の責任者（以下「運動部顧問」という。）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、上記ア、イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページ等により公表する。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師及び部活動指導員等の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に運動部活動を実施できるよう毎年度検討し、適正な種目と数の運動部を設置する。
- イ 校長は、運動部顧問の決定に当たり、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるように留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

- ウ 大館市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）は、各学校の運動部活動の指導の運営状況等を把握するとともに、状況等に応じて、部活動指導員の任用・配置に必要な体制づくりに努める。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、運動部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- オ 校長は、運動部顧問による指導のみでは、活動目的の達成が困難と認められる場合は、外部指導者を任用することができる。外部指導者の任用に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において確認を行う。
- カ 市教育委員会は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- キ 市教育委員会及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

### **3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組**

#### (1) 適切な指導の実施

ア 運動部活動の実施に当たっては、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 3 月スポーツ庁）」及び「運動部活動運営・指導の手引（平成 30 年 8 月秋田県教育委員会）」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入により、休養をとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引の活用

ア 運動部顧問は、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体が作成した指導手引きを活用して、2(1)に基づく指導を行う。

#### 4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日及び活動時間の基準

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。)

イ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いで行う。

エ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間(オフシーズン)を設ける。

オ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

カ 主要な大会等の時期を「ハイシーズン」として活動できることとするが、その分、それ以外の時期に休養日を十分確保する。

(2) 休養日及び活動時間等の設定等

- ア 校長は、本方針に則り、各運動部の休業日及び活動時間等を設定する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- イ 校長は、休養日及び活動時間等を設定する際は、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、大館市共通の部活動休業日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることもできる。

## 5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

- ア 市教育委員会及び校長は、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、生徒の多様なニーズに応じた活動等を行うことができるような運動部の在り方等の検討に努める。
- イ 市教育委員会は、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動の取組を推進する。

(2) 地域との連携

- ア 市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域がともに子どもを育てるという点にたった、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備に努める。
- イ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者がともに子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考えのもとで、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 6 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 市教育委員会は、各校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握することに努め、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないことを考慮した上で、必要に応じて、各校が参加する大会等について指導・助言を行う。
- (2) 校長は、運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないことを考慮した上で、参加する大会等を精査する。

## 7 その他

この方針は、令和2年度の運動部活動から適用するものとし、文化部活動についても、この方針に準じて活動を行うものとする。